

平成30年度助成金の改正概要（厚生労働省）

平成30年4月1日から「建設労働者確保育成助成金」は、[「人材開発支援助成金」に統合され、年齢構成等の区分により助成金が異なり、申請書類等の様式も変わりました。](#)

登録グラウト基幹技能者認定講習の受講に係る助成金（中小建設事業主様）

1. 助成金の名称は、「[人材開発支援助成金](#)」となり、助成目的別にトライアル助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金（以下「[建設事業主等に対する助成金](#)」と云う。）に統合されました。
（「[建設労働者確保育成助成金](#)」は、「旧 [建設労働者確保育成助成金](#)」と云う。）

登録基幹技能者講習の対象助成金は、[人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））と同（賃金助成）](#)です。

(1) 経費助成（受講料）……改正

- ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
技能実習の実施に要した経費の $3/4$ ※生産性向上は $\langle 9/10 \rangle$
- ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主 [（35歳未満の労働者分）](#)
技能実習の実施に要した経費の $7/10$ ※生産性向上は $\langle 17/20 \rangle$
- ③ 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主 [（35歳以上の労働者分）](#)
技能実習の実施に要した経費の $9/20$ ※生産性向上は $\langle 3/5 \rangle$

(2) 賃金助成……改正

- ① [雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主](#)
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり 7,600 円
※生産性向上は $\langle 9,600 \text{ 円} \rangle$
- ② [雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主](#)
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり [6,650 円](#)
※生産性向上は $\langle 8,400 \text{ 円} \rangle$

※ 「生産性向上が認められる場合」の要件は、厚生労働省のホームページのトップページで「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」と検索

2. [新 計画届・申請書様式のダウンロード](#)

厚生労働省の「[建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード（平成30年度）](#)」の中の「[建技様式（30年度）（人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース））](#)」からダウンロードして下さい。

例 [建技様式第1号](#)

[人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成））計画届](#)

例 [建技様式第3号（技能経賃 事業主申請）](#)

[人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書](#)

3. 詳しくは最寄りの厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークでご確認下さい。